

通学形態変更届(自宅外通学)

- ①実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

